関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

一　法第四条の三に規定する呼出符号又は呼出名称の指定	［略］
［二～四　略］	

［2～5　略］

別表第二号の二の三（第11条の２の３関係）

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第４条第１号から第３号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	［略］

［注　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　［略］	第六章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　外国の無線局等の運用の許可手続（第三十条の二）	第二節　外国の無線局の運用の許可手続（第三十一条）
第七章　無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条―第三十一条の五）	第七章　無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条の二―第三十一条の五）
附則	附則

関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

一　法第四条の二に規定する呼出符号又は呼出名称の指定	［同上］
［二～四　同上］	

［2～5　同上］

別表第二号の二の三（第11条の２の３関係）

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第４条第１項第１号から第３号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	［同左］

［注　同左］

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　［略］	第六章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　外国の無線局等の運用の許可手続（第三十条の二）	第二節　外国の無線局の運用の許可手続（第三十一条）
第七章　無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条―第三十一条の五）	第七章　無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条の二―第三十一条の五）
附則	附則